

## ホテル・旅館等に対する「表示制度」について

平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における惨事を防止するため、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知）により、ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。平成26年4月から各消防署において受付を実施しますので、下記の事項を参照のうえ、該当するホテル・旅館等で、表示マークの交付を希望する場合は、管轄の消防署に申請して下さい。

### 1 表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

### 2 対象となる建物

(1) 3階建て以上で収容人員が30人以上のホテル・旅館等

(2) 収容人員が300人以上のホテル・旅館等

※複合用途の建物内にホテル・旅館等があるものを含む

### 3 表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望する場合、ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付(更新)申請書」に以下の書類を添えて管轄の消防署に申請して下さい。

#### 【申請に必要な書類】

- ①防火対象物点検結果報告書
- ②消防用設備等点検結果報告書
- ③危険物施設等定期点検記録表
- ④建築基準法に定める建築物定期調査報告書
- ⑤その他消防機関が必要と認める書類

### 4 表示基準の審査

消防機関はホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、表示基準に適合しているか審査します。(必要に応じて現地確認を行います。)

#### 【表示基準】

- ①防火管理等の実施状況、消防用設備の設置状況、危険物施設等が消防法令に適合していること。
- ②定期調査報告、建築構造等(構造・防火区画・階段)、避難施設等が建築基準法令に適合していること。

## 5 表示マークの交付

- (1) 消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合、「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)が交付されます。
- (2) 「表示マーク(銀)」が3年間継続して表示されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

## 6 表示マークの掲出

表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができます。

## 7 表示制度対象外施設の通知

表示制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者で、表示制度対象外施設通知書の交付を希望する場合は、「表示制度対象外施設申請書」を管轄の消防署に提出して下さい。当該対象物が表示基準に適合していることを確認し、適合していると認めるときは、表示制度対象外施設通知書により通知します。

## 8 自主点検報告表示制度の廃止及び防火自主点検済証の経過措置

自主点検報告表示制度は、新たな表示制度が開始されることから廃止となります。自主点検報告表示制度における防火自主点検済証の経過措置については、原則として、前回点検を行った日から1年間です。

ただし、現在、防火自主点検済証を掲出している防火対象物であって、今後、表示マークの交付を受けるものについては、表示マークの掲出開始日の前日まで防火自主点検済証を掲出することができます。

## 9 表示マークの申請受付開始日及び掲出開始日

- (1) 平成26年4月1日から申請の受付を開始します。(消防本部より交付)
- (2) 平成26年8月1日から表示マークの掲出及び使用を開始します。

※掲出開始日までは、表示マークの掲出及び使用はできません。

※ 申請様式は、佐久広域連合消防本部ホームページの各種申請書に掲載します。

なお、ご不明な点等ございましたら下記の管轄消防署又は消防本部までお問い合わせ下さい。

○小諸消防署予防係	電話番号	0267-24-0119
○佐久消防署予防係	電話番号	0267-62-0119
○軽井沢消防署予防係	電話番号	0267-45-0119
○北部消防署予防係	電話番号	0267-82-0119
○川西消防署予防係	電話番号	0267-53-0119
○南部消防署予防係	電話番号	0267-92-0119
○御代田消防署予防係	電話番号	0267-32-0119
○消防本部予防課予防係	電話番号	0267-64-0119